

冬季通勤バス等（六ヶ所村内便）  
運行管理業務請負契約  
仕様書

令和8年7月  
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所  
管理部 庶務課

## 1. 件名

冬季通勤バス等（六ヶ所村内便）運行管理業務請負契約

## 2. 概要

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所（以下「六ヶ所研」という。）で勤務する職員等が出退勤するために使用する通勤バス等の運行業務を受注者に請け負わせるものである。

## 3. 作業場所

（1）青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2 番地 1 6 6

QST 六ヶ所研

（2）六ヶ所村内

## 4. 業務期間等

（1）業務期間 令和 8 年 1 2 月 1 日～令和 9 年 2 月 2 6 日

（2）業務実施日 月曜日～金曜日（祝日その他 QST が特に指定する日を除く。）。必要に応じ、業務実施日外であっても業務を実施する場合がある。（1）における予定日数は 5 7 日。

（3）最大利用予定者数 2 5 人

## 5. 業務内容

（1）運行の区間（乗降経路）、車両及び時間

以下に示すとおり六ヶ所研を到着地点又は発車地点とし、QST が別途定める六ヶ所村内（尾駸地区）4 箇所程度の乗降場所を巡回する。予定として以下に記すが、乗降場所及び時刻、車両等の詳細については QST と協議の上、決定する。

マイクロバス等（補助席含む 2 8 人乗以上）

朝便（午前 8 時台） 六ヶ所村内巡回 → 六ヶ所研着（到着時刻 8:45 頃）

夕第 1 便（午後 5 時後半台） 六ヶ所研発 → 六ヶ所村内巡回

夕第 2 便（午後 7 時台） 六ヶ所研発 → 六ヶ所村内巡回

車両は受注者が用意すること。

本業務を行うために要する乗務員を用意すること。

（2）乗車パスの確認

乗車する職員等が乗車パス（QST 発行）を携帯していることを確認する。

## 6. 運行管理

（1）運行記録

運行日誌に所要事項を記載すること。

（2）事故発生時の処置

運行業務中に交通事故その他緊急事態が生じたときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに、QST に連絡すること。

（3）給油

運行車両の給油は受注者負担とする。

## 7. 提出図書

|   | 図 書 名            | 提出時期    | 部数  | 備 考  |
|---|------------------|---------|-----|------|
| 1 | 乗務員名簿            | 契約後速やかに | 1 部 |      |
| 2 | 緊急時連絡体制          | 契約後速やかに | 1 部 |      |
| 3 | 運行日誌             | 作業翌営業日  | 1 部 |      |
| 4 | 保険加入に関する書類       | 契約後速やかに | 1 部 | コピー可 |
| 5 | その他 QST が必要とする図書 | その都度決定  |     |      |

## 8. 検査条件

仕様書に定める業務完了後、7 項に定める提出図書の合格をもって検査合格とする。

## 9. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 10. 協議事項

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

## 11. その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、第三者への開示、提供を行ってはならない。その他本件に係る情報の取扱いについては契約条項のとおりとする。
- (2) 交通関係法規等関係法令を遵守し、安全確保に十分留意すること。
- (3) 業務に係る保険費用（職員等の搭乗者及び運転手）については、受注者が負担すること。
- (4) 業務中に発生した衝突、接触 等のいかなる事故についても、QST は一切その責任を負わないものとする（QST の故意又は過失によるものを除く。）。
- (5) 走行中の安全確保と職員等の安全確保のため、急加速、急ブレーキ等は、やむを得ない状況を除き極力避けること。

以上

[illegible]